

平成27年8月7日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

河野 康子

中間取りまとめ（案）に対する意見

やむをえない事情により第17回消費者契約法専門調査会を欠席いたしますことご容赦ください。当日欠席となりますので、本書面をもって、第16回消費者契約法専門調査会（7月28日開催）での検討を踏まえ修正された「中間取りまとめ（案）」に対して、下記のとおり意見を述べます。ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

本日提案の「中間取りまとめ（案）」（以下、「原案」という。）には、「消費者の利益擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的」（消費者契約法第1条より）とした消費者契約法の改正論議であるにもかかわらず、消費者の保護を図るという観点に係る記述が不十分な箇所があると考えますので、下記のとおり修正をご提案いたします。（以下、下線部は修正部分。）

（なお、最終的な修正の採否については、第17回消費者契約法専門調査会にご出席された委員のご議論の結果に委ねます。）

1. 「第1 見直しの検討を行う際の視点」について（2ページ 第2段落）

【原案】

まずは、平成13年の法施行後、インターネットの普及を通じ、消費者が関わる取引が多様化・複雑化するとともに、消費者による情報の収集等が容易になっている側面もある。また、高齢化の進展により、事業者も含めた多様な主体により高齢者の利便に資するような生活支援サービスが提供される一方で、一人暮らしの高齢者や認知症の可能性のある者等に対し、その弱みにつけ込むようにして不必要と思われる分量の商品を購入させている事例等も見受けられる。このような社会経済状況の変化を踏まえつつ、法の実効性を確保する必要がある。

【修正案】

まずは、平成13年の法施行後、インターネットの普及を通じ、消費者が関わる取引が多様化・複雑化するとともに、消費者による情報の収集等を容易にした側面もある一方で、解決困難な消費者被害が発生している。また、高齢化の進展により、事業者も含めた多様な主体により介護事業等の高齢者の利便に資するような生活支援サービスが提供される一方で、一人暮らしの高齢者や認知症の可能性のある者等に対し、その弱みにつけ込むようにして不必要と思われる分量の商品を購入させている事例等も見受けられる。このような社会経済状況の変化を踏まえつつ、法の実効性を確保する必要がある。

2. 「おわりに」について（49ページ 第2段落）

【原案】

本年秋以降も、本専門調査会において団体等からのヒアリングを行い、中間取りまとめに対する意見を幅広く聴取した上で、事業者の適切な経済活動を阻害しないかという観点等からの検証をし、それを踏まえて、上述の課題に関する検討を深めていく必要がある。

【修正案】

本年秋以降も、本専門調査会において団体等からのヒアリングを行い、中間取りまとめに対する意見を幅広く聴取した上で、消費者の被害を救済するという観点にくわえ事業者の適切な経済活動を阻害しないかという観点からの検証をし、それら_らを踏まえて、上述の課題に関する検討を深めていく必要がある。

以上